

広島市告示（安芸区）第37号

令和8年4月8日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所農林建設部建築課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所農林建設部建築課	課長補佐	西村 文子
	主事	西脇 大起

2 委任させた事務

広島市市営住宅等第17条に定める市営住宅等使用料等の収納

3 委任年月日

令和8年4月1日

4 委任期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで